令和８年（フ）第４７７号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目10番９－１号
債務者　江口　　涼
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番３－104号
債務者　山田　柊菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市立花町４丁目８番15号　ハイツ香松　101、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目16番27号　メゾン南武庫之荘　302号
債務者　永岡　妙子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０６号
兵庫県西宮市上ケ原山田町４番143―217号
債務者　長阪多嘉子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目16番55号　ダイドーメゾン立花西　503、前住所兵庫県尼崎市昭和通１丁目18番６号　ナルディス尼崎201
債務者　塚本　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１８８号
神戸市西区王塚台５丁目40番地
債務者　満岡　貴幸
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５７号
兵庫県豊岡市下陰397番地の５
債務者　松島　和子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２４号
島根県浜田市竹迫町2399番地１（10）
債務者　中尾真由美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第４６２号
広島県東広島市黒瀬町国近247番地３
債務者　前西　豊美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６３号
広島県東広島市黒瀬町国近247番地３
債務者　前西麻里絵
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８７号
広島市東区中山中町11番23―206号、申立時の住所広島市中区八丁堀５番20―1807号
債務者　宮本　和明
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５７号
広島市西区三滝町20番20―202号
債務者　石橋　妥博
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９０号
広島県山県郡北広島町春木509番地３　（カーサ・プラシードＡ201）
債務者　岡茂　武文
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４３号
徳島県徳島市川内町上別宮南208番地の３
ヴィラナリー徳島　206号室
債務者　坂尾　文佳
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
徳島県徳島市一宮町東丁245番地の１　市営住宅６棟５号
債務者　川口　正美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
徳島県徳島市中昭和町４丁目64番地の３
債務者　森本　広平
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
徳島県徳島市南二軒屋町１丁目２―60　エスタシオン二軒屋　105号室、住民票上の住所徳島県徳島市川内町金岡14番地の１　キャビンⅢ602号室
債務者　古賀　敏一
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部